

鳴門市学校給食の百条調査及び九十八条検査に関する決議

次に掲げるとおり、鳴門市学校給食の調査に関する事項を決議する。

一 調査事項及び検査事項

本会議は、地方自治法第百条及び第九十八条の規定により、次の事項について調査及び検査するものとする。

- (一) 地方公務員法第三十五条の教育委員会の職員の職務に専念する義務に関する事項
- (二) 学校給食費の徴収に関する事項
- (三) 鳴門市教育委員会と財団法人鳴門市学校給食会（以下「給食会」という。）の委託に関する事項
- (四) 鳴門市の給食会に対する財産的出捐（現物出資及び金員出資並びに補助金を含む。）に関する事項
- (五) 鳴門市が給食会に貸借（使用貸借及び賃貸借、消費貸借）する物（不動産及び動産）に関する事項

二 予算決算委員会の付託

本調査及び検査は、予算決算委員会に付託する。

三 調査権限及び検査権限

本会議は、一の調査事項に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第百条第一項及び第十項並びに同法第九十八条第一項の権限を予算決算委員会に委任する。

四 調査期限

予算決算委員会は、一の調査事項が終了するまで閉会中もなお調査及び検査を行うことができる。

五 調査費用

本調査に要する経費は、本年度においては、百万円以内とする。

平成二十三年六月二十七日